

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【公表番号】特表2018-519398(P2018-519398A)

【公表日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-027

【出願番号】特願2017-568178(P2017-568178)

【国際特許分類】

C 11 D 1/722 (2006.01)

C 11 D 3/18 (2006.01)

C 11 D 1/72 (2006.01)

C 11 D 1/835 (2006.01)

【F I】

C 11 D 1/722

C 11 D 3/18

C 11 D 1/72

C 11 D 1/835

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月28日(2019.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

洗浄組成物であつて、

(a) 平均15～50個のエトキシ単位を有するエトキシリ化脂肪族アルコールと、高分子アルキレン酸化物プロック共重合体とを含む、ポリアルコキシ非イオン性界面活性剤を15～40重量%、

(b) C₁₀～C₂₂脂肪酸のアルキルエステル、C₁₀～C₂₂脂肪族アルコール、及び約1モル以下の平均エトキシリ化度を有するC₁₀～C₂₂脂肪族アルコールエトキシレートの1種以上を含む、酸素化炭化水素共硬化剤を1～10重量%、及び

(c) 水を少なくとも25重量%を含み、

前記組成物は、少なくとも50のゲル溶融温度を有する自己粘着性ゲルである、洗浄組成物。

【請求項2】

前記共硬化剤が、鉛油、ナフテン油、及びパラフィン油の1種以上を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記エトキシリ化脂肪族アルコールが、エトキシリ化C₁₄～C₃₀直鎖脂肪族アルコールを含み、前記高分子アルキレン酸化物プロック共重合体が、エチレン酸化物・プロピレン酸化物プロック共重合体を含む、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記エチレン酸化物・プロピレン酸化物プロック共重合体が、600～5,000の分子量を有する、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

前記エチレン酸化物・プロピレン酸化物プロック共重合体が、EO-PO-EOプロッ

ク共重合体及び／又はC₁₀～C₁₈アルコール-EO-POブロック共重合体及び／又はC₁₀～C₁₈アルコール-PO-EOブロック共重合体を含む、請求項3又は4に記載の組成物。

【請求項6】

前記共硬化剤が、C₁₀～C₂₂脂肪酸のアルキルエステルを含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

前記共硬化剤が、0.1重量%以下の水溶解度及び少なくとも90の引火点を有する、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】

前記自己粘着性ゲルが、22で少なくとも150gの硬度を有する、請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】

前記自己粘着性ゲルが、50～90のゲル溶融温度を有する、請求項1～8のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項10】

前記エトキシル化脂肪族アルコールが、ピークエトキシル化脂肪族アルコールである、請求項1～9のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項11】

前記組成物が、0.5重量%以下のポリエチレングリコールを含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項12】

前記ポリアルコキシ非イオン性界面活性剤が、平均15～50個のエチレン酸化物単位を有するエトキシル化C₁₄～C₃₀直鎖脂肪族アルコールを含み、前記共硬化剤が、C₁₀～C₂₂脂肪族カルボン酸のアルキルエステルを含み、前記C₁₀～C₂₂脂肪族カルボン酸のアルキルエステルが、0.1重量%以下の水溶解度及び少なくとも90の引火点を有する、請求項1に記載の組成物。

【請求項13】

前記共硬化剤が、C₁₀～C₁₈脂肪酸のC₂～C₆アルキルエステルを含む、請求項12に記載の組成物。

【請求項14】

(a) 平均20～50個のエチレン酸化物単位を有するエトキシル化C₁₄～C₂₂直鎖脂肪族アルコールを20～35重量%、及びエチレン酸化物-プロピレン酸化物ブロック共重合体を1～10重量%、及び

(b) 前記共硬化剤を1.5～5重量%を含み、

前記ゲルは、22で少なくとも150gの硬度及び50～90のゲル溶融温度を有する、請求項1に記載の組成物。

【請求項15】

(d) 平均5～15個のエチレン酸化物単位を有するエトキシル化C₈～C₁₅アルコールを2～10重量%、及び／又は

(e) ポリオール保湿剤を2～10重量%をさらに含む、請求項14に記載の組成物。

【請求項16】

カチオン性界面活性剤をさらに含む、請求項1～15のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項17】

(a) 平均20～40個のエチレン酸化物単位を有するエトキシル化C₁₆～C₂₂脂肪アルコールを15～40重量%、

(b) 600～5,000の平均分子量を有し、EO-PO-EOブロック共重合体及び／又はC₁₀～C₁₈脂肪族アルコール-EO-POブロック共重合体及び／又はC₁₀～C₁₈脂肪族アルコール-PO-EOブロック共重合体を有する、前記高分子アルキレン酸化物ブロック共重合体を3～10重量%、

(c) C₁₀ ~ C₂₂ 脂肪酸の 1 つ以上の C₁ ~ C₆ アルキルエステルを含み、0.1 重量 % 以下の水溶解度、少なくとも 90 の引火点を有する、前記酸素化炭化水素共硬化剤を 1 ~ 15 重量 %、及び

(d) 水を少なくとも 40 重量 % を含む、請求項 1 に記載の組成物。